

○文部科学省告示第百三三号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年六月二十九日

文部科学大臣 萩生田 光一

一 千葉県立蓮沼海浜公園

期間	令和三年七月一日	
対象大会関係施設の所在地	千葉県山武市	蓮沼ホ
対象大会関係施設の区域	千葉県山武市	蓮沼ホ（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	千葉県山武市	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域

備考 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 幕張メッセ

期間	令和三年七月二日
対象大会関係施設の所在地	千葉県千葉市美浜区
対象大会関係施設の区域	千葉県千葉市美浜区
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域
備考 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。	

三 松戸中央公園

期間	令和三年七月三日
対象大会関係施設の所在地	千葉県松戸市
対象大会関係施設	岩瀬
対象大会関係施設	岩瀬（次の図面に示す部分に限る。）

備考 「次の図面」	の区域 対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域		千葉県松戸市		この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね 三百メートルの次の図面に示す地域
は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。					